

広島県告示第千五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年十一月八日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八二号

三 道路の区域

区 間		新 旧 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧				
神石郡神石高原町近田字小吹山二三八二番一〇地先から 神石郡神石高原町近田字小吹山二三八二番六地 先まで			三二・五〇 五〇・六〇	六三・五〇	幅員減少 不用物件延長 六三・五〇メ ートル 一般国道三一 四号と重複
			三二・五〇 四四・〇〇	六三・五〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三三四号

三 道路の区域

区 間		新 旧 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧				
神石郡神石高原町近田字小吹山二三八二番六地 先から 神石郡神石高原町近田字小吹山二三八二番一〇 地先まで			三二・五〇 五〇・六〇	六三・五〇	幅員減少 不用物件延長 六三・五〇メ ートル 一般国道一八 二号と重複
			三二・五〇 四四・〇〇	六三・五〇	